

(1) 栃木県国民健康保険運営協議会について

法律上の国民健康保険運営協議会(都道府県、市町村)の位置付け

都道府県に設置される
国保運営協議会

市町村に設置される
国保運営協議会

主な審議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・国保事業費納付金の徴収 ・国保運営方針の作成 その他の重要事項
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者代表 ・保険医又は保険薬剤師代表 ・公益代表 ・被用者保険代表 (*)「国民健康保険の見直しについて(議論のとりまとめ)」(平成27年2月12日国保基盤強化協議会)より

主な審議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・保険給付 ・保険料の徴収 その他の重要事項
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者代表 ・保険医又は保険薬剤師代表 ・公益代表 ・被用者保険代表(任意)

(参考) 改正後の国民健康保険法(抜粋)

(国民健康保険事業の運営に関する協議会)

第11条 国民健康保険事業の運営に関する事項(この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、…(略)…国民健康保険事業費納付金の徴収、…(略)…都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。)を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

2 国民健康保険事業の運営に関する事項(この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであつて、…(略)…保険料の徴収その他の重要事項に限る。)を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

3 前二項に定める協議会は、前二項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項(…(略)…)を審議することができる。

4 前三項に規定するもののほか、第一項及び第二項に定める協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

栃木県国民健康保険運営協議会条例

(設置)

第一条 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第三十一号)附則第九条の規定に基づき、同法第四条の規定による改正後の国民健康保険法(昭和三十二年法律第百九十二号)第十一条第一項及び第三項に規定する国民健康保険事業の運営に関する事項を審議するため、栃木県国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第二条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、その定数は、当該各号に定める数とする。

- 一 国民健康保険の被保険者を代表する委員 三人
 - 二 保険医又は保険薬剤師(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十四条に規定する保険医又は保険薬剤師をいう。)を代表する委員 三人
 - 三 公益を代表する委員 三人
 - 四 被用者保険等保険者(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和三十七年法律第八十号)第七条第三項に規定する被用者保険等保険者をいう。)を代表する委員 二人
- 2 委員は、知事が任命する。
 - 3 委員の任期は、前項の規定による任命の日から平成三十年三月三十一日までとする。

(会長)

- 第三条 協議会に会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。
- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
 - 3 会長に事故があるときは、第一項の規定に準じて選挙された委員がその職務を代行する。

(会議)

- 第四条 協議会の会議は、会長が招集する。
- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
 - 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第五条 協議会の庶務は、保健福祉部において処理する。

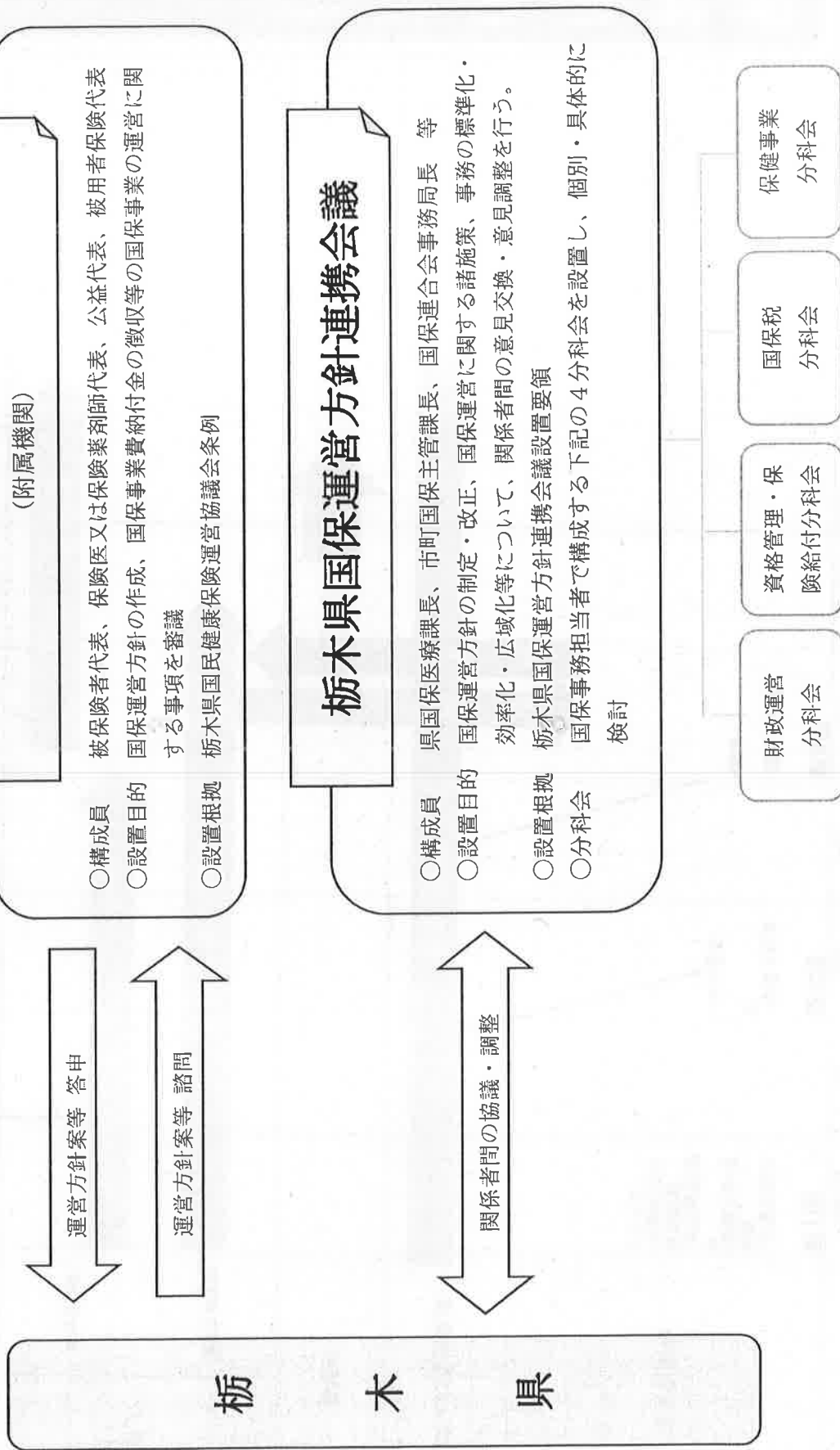
(雑則)

第六条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 この条例は、平成三十年三月三十一日限り、その効力を失う。

検討組織の体系



栃木県国民健康保険運営協議会運営要領（案）

（趣旨）

第1条 栃木県国民健康保険運営協議会条例(平成29年栃木県条例第5号。以下「条例」という。)第6条の規定に基づき、栃木県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員欠席の取扱い）

第2条 委員が協議会に出席できない場合の代理出席は、これを認めない。

2 委員が協議会に出席できない場合は、あらかじめ通知のあった事案について文書をもって意見を述べることができる。

（意見の聴取等）

第3条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求めてその意見又は説明を聴取することができる。

（会議の公開）

第4条 会議は、原則として、公開とする。ただし、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号）第7条各号に定める情報に該当するものと認められる事項を審議する場合及び会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合はこの限りでない。

2 会議の非公開の決定は、会長が協議会に諮って行うものとする。

3 協議会は、会議を公開しないことを決定した場合は、その理由を明らかにするものとする。

（公開の方法等）

第5条 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、会長が当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

2 会議の傍聴定員は、県政記者クラブ加盟各社に属する記者を除き10名とする。

3 傍聴は、受付で傍聴希望者に氏名、住所を記載させた上で、先着順に定員に達するまで認める方法で行うものとする。ただし、定員に達した後も傍聴席等に余裕がある場合は、傍聴を認めるものとする。

4 会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る遵守事項等を別紙のとおり定め、傍聴者への周知等会議開催中における会場の秩序の維持に努めるものとする。

（議事録）

第6条 会議の内容については、議事録を作成し、会長が指名した議事録署名人2名が署名するものとする。

（雑則）

第7条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年6月29日から施行する。

別紙

傍 聴 要 領

栃木県国民健康保険運営協議会

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、会長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 会議の受付は、先着順で行い定員になり次第、受付を終了いたします。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が3の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

3 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではない。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。